

## 新潟市亀田駅前地域交流センター使用料徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、新潟市亀田駅前地域交流センターの使用料の徴収を、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間、次のとおり委託したので、同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 30 年 4 月 1 日

新潟市長 篠田 昭

徴収事務を行う場所	徴収事務受託者
新潟市江南区東船場 1 丁目 1 番 22 号 新潟市亀田駅前地域交流センター	新潟市中央区東堀前通 6 番町 1061 番地 環境をサポートする 株式会社 きらめき 代表取締役社長 山田 茂 孝